

記入の注意

(12) 証人(20歳以上)は2人必要です。

- (a) 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- (b) 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通必要ですが、横浜市の区役所に届出る場合は1通でけっこうです。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
- (c) そのほかに必要なもの
 - 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

(d) 証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 押	名 印		印	
生 年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日
住 所	番地 番 号		番地 番 号	
本 籍	番地 番		番地 番	

→ 証人が夫婦の場合でも印は別々のものを押してください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏はかかないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに○のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合には、この離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

(h)

連絡先

電話() 番

自宅・勤務先・呼出 方

◎(e)署名は必ず本人が自署してください

◎(f)印は各自別々の印を押してください

◎(g)届出人の印をご持参ください